

税理士
法人

AIF事務所便り

2026.6.1/407号



contents

- ◆令和8年4月開始事業年度から
防衛特別法人税がスタート！
- ◆なかなか実現しなかった給付付き税額控除
- ◆総合課税と分離課税の有利不利判定

令和8年4月開始事業年度から 防衛特別法人税がスタート！

令和8年4月より防衛特別法人税が導入

既にニュースなどでお聞き及びかもしれませんが、令和8年4月1日に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税がスタートします。この税金は、法人税の額を課税標準として課される国税（いわゆる法人税の付加税）であり、法人税の課税対象となるすべての法人に対して課されます。

納税義務者	各事業年度の所得に対する法人税が課せられる法人
税額計算	(基準法人税額一年 500 万円) × 4%

基準法人税額とは、所得税額控除などの税額控除を控除する前の金額となります。

法人税申告書の様式も変わります

防衛特別法人税は、原則として各事業年度終了の日の翌日から2月以内に納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

また、この税については、赤字であるため基準法人税額がゼロとなる場合や、基礎控除額（年 500 万円）を控除することで税額がゼロとなる場合であっても税額欄に「0」と記載して申告する必要があります。

ただ、法人税の確定申告書「別表一」の様式が変わり、「防衛特別法人税」を記載できるような「別葉」が追加されていますので、新様式の申告書に従って記載していくことになります（令和8年3月以前に開始した事業年度については、この「別葉」には数字を記載せず申告します）。

会計処理は「地方法人税と同じ」

企業会計基準委員会（ASBJ）は、実務対応報告で、防衛特別法人税の会計処理について、地方法人税と同様に取り扱うと示しています（PLは法人税等、BSは未払法人税等）。また、大企業などが税効果会計を適用する場合には、実効税率の計算や繰延税金資産等の回収可能性の検討時に、防衛特別法人税の税率を加味することになります。

中小法人は所得が約 2,400 万円から課税

資本金 1 億円以下の中小法人の場合、法人税の軽減税率（所得が年 800 万円以下の部分が 15% 課税）が適用されることを考えると、基準法人税額が 500 万円を超える所得は、概ね 2,400 万円ぐらいとなります。

制度導入初年度は中間申告なし

なお、制度導入初年度の中間申告の必要はありません。令和9年4月以後に開始する事業年度から、法人税の中間申告書を提出すべき法人は、防衛特別法人税について、中間申告書を提出する必要があります。



申告書の新しい様式や書き方に少し注意しましょう

なかなか実現しなかった給付付き税額控除

日本における給付付き税額控除の検討

平成 21 年度自民党税制改正大綱に「給付付き税額控除の検討」の文言があり、平成 21 年改正法附則に「給付付き税額控除（給付と税額控除を適切に組み合わせ）の検討」が明記されたものの、その後、具体的な制度設計には至っていません。

所得控除から税額控除そして給付へ

給付付き税額控除の議論は、所得控除は限界税率の高い高所得者ほど減税額が大きく、そこでは再配分機能が働きません。そのため、負担軽減効果を定額にする税額控除への転換があるべき制度という提案が起き、さらに控除しきれない部分を給付する仕組みへと議論が進みます。

日本の状況 単純給付が先行

日本の実際の制度をみると、この理想型がそのまま実現しているわけではなく、子ども手当の場合、所得控除を廃止して、税額控除化をせず、現金給付を行う制度にしています。

また、岸田政権下で実施された定額減税は、全国民への定額給付が内容で、税額控除と給付を組み合わせた仕組みです。所得税額控除までは、年末調整を通じての執行で、控除不足はさらに、所得税の申告で実行し、さらに残る控除不足額は住民税から控除し、その後の控除不足は、地方自治体からの還付でした。給付付き税額控除の執行実験だったようにも見えます。

世界の給付付き税額控除の制度

世界の給付付き税額控除の先行事例として紹介されているものの多くは、日本の現行実態程度のものを含んでいます。純粋な給付付き税額控除を制度化している国は少数です。

米国型とされる就労促進目的の制度は、控除しきれない税額控除額を給付するものの、金融所得・不動産所得の上限要件があり、控除額は所得の増加に伴って逡増し、上限に達すると逡減する仕組みです。

日本での本格的制度導入では

例えば、現行基礎控除の 0～95 万円を一桁下げた額 0～9.5 万円で税額控除化し、控除不足額を還付する制度創設は簡単です。同じく、他の人的控除を税額控除化するのも可能です。

ただし、制度の執行を、年末調整や所得税申告、住民税の執行とどう噛合わせるかは容易ではありません。



年末調整や所得税申告の対象外を無視してもよいのか、世帯単位にするか、米国型のように就労インセンティブを効かせるか、なども考慮した制度とすると、複雑化、執行の煩雑化も起きそう。

総合課税と分離課税の有利不利判定

695 万円が分岐点との net 情報

上場株式の配当金については、確定申告に際し、総合課税（配当控除：所得税 10%、住民税 2.8%）と申告不要（源泉分離）の選択で有利不利の検討が必要になります。それについては、源泉徴収所得税率 20%（所得税 15%住民税 5%）と総合課税を比較すると、

$$(20\%-10\%)+(10\%-2.8\%)=17.2\%<20\%$$

$$(23\%-10\%)+(10\%-2.8\%)=20.2\%>20\%$$

となるので、総合課税を選んだ方が有利になるのは、累進税率 20%の適用となる課税所得金額 695 万円以下、と net では当然の情報とされています。

真の分岐点は実効税率で判定

所得税額は、超過累進税率の税額表で計算するので、税率を乗じた上で速算控除額を差し引きます。課税総所得が 695 万円超となり 23%の税率帯に入っても、実際の税負担が 23%以上になるのは、次の 33%ゾーンの半ば以降です。

したがって、税負担が 20%超となるか否かの判定は、23%税率ゾーンに入ったか否かでは決められないのです。実際の税額を算出し、その税額での実効税率（税額 ÷ 課税所得）が 20%超か否かで判定しなければならないのです。

配当控除との関係、ズレの原因

配当控除は税額計算の後に適用される定率控除であり、累進税率とは直接関係しません。しかし、配当所得は課税所得に含まれると、その部分には累進税率が適用されます。従って、総合課税化の有利不利は配当控除率（10%）の適用の部分のみでなく、配当所得に対する超過累進税率と速算控除による実効的な税負担率を考慮しないと、正確な判定ができないのです。

有利不利の判定の原理

総合課税の実効税率が分離課税の実効税率を超える課税総所得の値点が有利不利判定の逆転値点です。

配当額を課税総所得に取り込むか否かのことなので、その配当額を取り込む側の課税所得の大きさがその配当にとっての総合と分離との場合の実効税率一致点を超過しているか否かの判定となるわけです。

それは、

$$Y=(2905 \div 3063) * X + 6,950,000$$

という算式で配当 (X) を入れると求められます。(X = 5 万円～ 210 万円の範囲で)



配当を総合課税にすると、総税額が小さくなくても、住民税額が増えることにより、国保、介護、後期高齢等の保険料負担が増え、負担割合も高くなり、高額療養費給付額が減る、等々のことも起きるので、多面的な配慮が必要です。